

岐南町告示第73号

令和4年第2回岐南町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年5月20日

岐南町長 小島英雄

記

1. 期 日 令和4年6月1日
1. 場 所 岐南町議会議場



○議事日程

令和4年6月1日(水) 第1日

- | | | |
|-----|----------------|---|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名について | |
| 第 2 | 会期の決定について | |
| 第 3 | 承認第 2号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岐南町税条例等の一部を改正する条例について) |
| 第 4 | 承認第 3号 | 専決処分の承認を求めることについて
(岐南町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例について) |
| 第 5 | 議案第21号 | 岐南町議会議員及び岐南町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 6 | 議案第22号 | 岐南町・笠松町社会教育施設設置条例の一部を改正する条例について |
| 第 7 | 議案第23号 | 岐南町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 第 8 | 議案第24号 | 旧羽島郡笠松町・羽島郡岐南町中学校組合立羽栗中学校の社会教育施設の管理執行事務の事務委託に関する規約の廃止について |
| 第 9 | 議案第25号 | 財産の取得について
(岐南町・笠松町社会教育施設土地購入) |
| 第10 | 議案第26号 | 公の施設の区域外設置について |
| 第11 | 議案第27号 | 令和4年度岐南町一般会計補正予算について |
| 第12 | 議案第28号 | 令和4年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算 |

- について
- 第13 議案第29号 令和4年度岐南町介護保険特別会計補正予算について
- 第14 同意第3号 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意について
- 第15 選第1号 木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員の選挙について
(長の推薦に基づき選挙する議員)
- 第16 選第2号 木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員の選挙について
(長の推薦に基づかないで選挙する議員)

○諸般の報告

1. 地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく令和4年3月、4月、5月の例月出納検査を執行した結果の報告
2. 令和3年度一般会計繰越明許費についての報告
3. 令和3年度岐南町下水道事業会計予算繰越計算書についての報告

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員

10名

1	番	長谷川	淳	君
2	番	村山	博司	君
3	番	松本	暁大	君
4	番	三宅	祐司	君
5	番	後藤	友紀	君
6	番	松原	浩二	君
7	番	櫻井	明	君
8	番	渡邊	憲司	君
9	番	木下	美津子	君
10	番	岩田	晴義	君

○欠席議員

なし

◇

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	小島英雄君
副町	長	傍島敬隆君
教育	長	野原弘康君
会計管理	者	岩田恵司君
総務部	長	小関久志君
総合政策部	長	三輪学君
福祉部	長	中村宏泰君
土木部	長	安田悟君
住民部	長	堀場康伸君
総務課	長	記野雅之君
総合政策課	長	摂田真広君
財政課主幹		小出康貴君

◇

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	井上哲也
書	記	朝倉修一

開会

午前10時 開会

○議長（松原浩二君） ただいまから2022年（令和4年）第2回岐南町議会定例会を開会いたします。

◇

○議長（松原浩二君） 本日、服部財政課長は所用により欠席、代わって小出財政課主幹が出席いたしますので、ご承知おきください。

日程に入るに先立ち諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく令和4年3月、4月、5月の例月出納検査を執行した結果の報告がありましたので、お手元に配付した報告書の写しによりご承知を願います。

次に、令和3年度繰越明許費についての報告をお願いします。

小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 諸般の報告。

一般会計繰越明許費繰越計算書についてご報告させていただきます。

令和3年度岐南町一般会計予算において、繰越明許費として2億7,039万8,870円を令和4年度に繰越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき繰越明許費繰越計算書を調製し、ご報告申し上げます。

繰越しました事業につきましては、総務費におきまして社会保障・税番号制度対応システム改修事業を、民生費におきまして住民税非課税世帯等及び子育て世帯への臨時特別給付金給付事業を、衛生費におきまして新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業を、土木費におきまして厚八橋架替事業及び町道整備改良事業を、教育費におきまして小中学校の新型コロナウイルス感染症対策備品の購入事業でございます。

諸般の報告。

岐南町下水道事業会計予算繰越計算書についてご報告させていただきます。

令和3年度岐南町下水道事業会計予算において、9,060万8,100円を令和4年度に繰越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき予算繰越計算書を調製し、ご報告申し上げます。

繰越しました事業につきましては、岐南中処理分区第R3-1工区面整備工事でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（松原浩二君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

—————◇—————

開議

○議長（松原浩二君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、さきにご通知申し上げたとおりであります。

—————◇—————

第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松原浩二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において1番 長谷川 淳議員、2番 村山博司議員の両君を指名します。

—————◇—————

第2 会期の決定について

○議長（松原浩二君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から6月23日までの23日間と定めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（松原浩二君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月23日までの23日間と決定しました。



第3 承認第2号から第14 同意第3号まで

○議長（松原浩二君） 日程第3、承認第2号から日程第14、同意第3号までの12案件を一括して議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（松原浩二君） 承認第2号から同意第3号までの案件に対する提出者の説明を求めます。

小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

今回、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、岐南町税条例等の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日に専決処分したものでございます。

主な改正内容としましては、住宅ローン控除の適用者について、適用期限を4年間延長し、令和7年12月31日までの入居者を対象とするものであります。

土地の負担調整措置について、激変緩和の観点から令和4年度に限り商業地等の課税標準額の上昇幅を2.5%とするものでございます。

なお、施行日は、令和4年4月1日から施行するものを基本とし、内容によっては令和5年1月1日から並びに令和6年1月1日から施行するものでございます。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

今回、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布されたことから、岐南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日に専決処分したものでございます。

主な改正内容につきましては、課税額のうち賦課限度額において、医療給付費分の賦課限度額を63万円から65万円、後期高齢者支援金等分の賦課限度額を19万円から20万円としたものでございます。

なお、施行日は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

議案第21号 岐南町議会議員及び岐南町長の選挙における選挙運動の公営に関する

条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令及び公職選挙法施行規則の改正において、最近における物価の変動等に鑑み、国政選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラ等の作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、同様の内容を規定する町選挙における公営の限度額を引き上げるものでございます。

改正内容としましては、大きく3つございまして、1つ目は、選挙運動用自動車の借入れの単価を1万5,800円から1万6,100円に、燃料費の単価を7,560円から7,700円にそれぞれ引き上げるもの。2つ目は、選挙運動用ビラの作成の1枚当たりの単価を7円51銭から7円73円に引き上げるもの。3つ目は、選挙運動用ポスターの作成の1枚当たりの単価を525円6銭から541円31銭に、企画費の単価を31万500円から31万6,250円にそれぞれ引き上げるものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

議案第22号 岐南町・笠松町社会教育施設設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、岐南町、笠松町の両町で所有し管理する岐南町・笠松町羽栗社会教育施設の設置条例を定め管理するものでございますが、笠松町所有の土地を購入し、岐南町単独での管理とするため、一部改正するものでございます。

なお、この条例は、令和4年8月1日から施行するものであります。

議案第23号 岐南町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる世帯の被保険者の保険料の減免について、対象となる納期限を令和4年3月31日から令和5年3月31日まで延長するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものであります。

議案第24号 旧羽島郡笠松町・羽島郡岐南町中学校組合立羽栗中学校の社会教育施設の管理執行事務の事務委託に関する規約の廃止についてご説明申し上げます。

この規約は、岐南町、笠松町の両町で所有する羽栗社会教育施設の管理等に関する規約であります。笠松町が所有する土地を購入し、岐南町単独での管理とするため、本規約を廃止するものでございます。

この規約の変更に当たり、地方自治法第252条の14第3項の規定により、これを準用する同法第252条の2の2第3項により議会の議決を求めるものでございます。

なお、この規約は、令和4年8月1日に廃止するものであります。

議案第25号 財産の取得についてご説明申し上げます。

本案件は、岐南町、笠松町の両町が所有する岐南町・笠松町羽栗社会教育施設1万3,115.45平方メートルのうち笠松町が所有する6,772.86平方メートルの土地を購入するものでございます。笠松町が売却する意向であり、今後の体育施設開放の継続及び財産所有し、将来的に事業計画が立てられるよう町資産として取得しようとするもので、地方自治法第96条第1項第5号及び岐南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本契約は、鑑定評価の結果を基に、笠松町と売買の協議をいたしました結果、笠松町長古田聖人と2億3,900万円の土地売買契約をいたすものでございます。

なお、この所有権移転は、令和4年8月1日でございます。

議案第26号 公の施設の区域外設置についてのご説明申し上げます。

岐南町道207号線の道路整備に当たり、道路施設の一部を隣接する笠松町の区域内に設置することになります。これに伴い、地方自治法第244条の3第1項の規定により笠松町と協議を行うため、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第27号 令和4年度岐南町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ1億5,023万2,000円を増額し、91億3,723万2,000円にいたしたいものでございます。

歳出の主なものといたしましては、総務費におきまして、庁用備品購入費550万1,000円、Web会議等用の電算関係備品購入費631万3,000円、登記データオンライン化対応システム導入委託料976万8,000円、マイナポイントの申請手続支援に係る人材派遣委託料として263万8,000円の増額、民生費におきましては、国民健康保険特別会計繰出金147万円、自治会敬老会事業に代わる敬老祝い記念品贈呈事業委託料210万円、介護保険特別会計繰出金763万8,000円、国県支出金前年度返還金652万9,000円、子育て世帯生活支援特別給付金として1,625万円の増額、衛生費におきましては、新型コロナワクチン接種医療従事者確保事業委託料114万9,000円、太陽光発電設備等設置費補助金として603万8,000円の増額、土木費におきましては、運動広場等の遊具抗菌塗装工事及び平島公園トイレ改修工事費として3,981万1,000円の増額、消防費におきましては、避難所生活環境確保事業費補助金を活用した消耗品の購入費として179万6,000円の増額、教育費におきましては、図書館空調整備等改修工事設計委託料として479万2,000円の増額、また各費目にわたり職員の人事異動に伴う人件費の増額をいたし

ております。

これに対する歳入でございますが、国庫支出金の主なものとして、マイナポイント事業費補助金263万7,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,700万円、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金1,625万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金251万3,000円、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金114万9,000円の増額、県支出金の主なものとしまして、太陽光発電設備等設置費補助金603万8,000円、避難所生活環境確保事業費補助金89万7,000円の増額、繰越金としまして、5,170万4,000円を増額し、財源といたすものでございます。

議案第28号 令和4年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ147万円を増額し、25億4,105万3,000円にいたしたいものでございます。

歳出といたしましては、職員の人件費精査に伴う経費147万円を増額いたしております。

これに対する歳入でございますが、一般会計繰入金147万円をもって財源といたすものでございます。

議案第29号 令和4年度岐南町介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ874万2,000円を増額し、19億7,543万1,000円にいたしたいものでございます。

歳出といたしましては、総務費に係る総務管理費として748万1,000円の増額、地域支援事業費に係る介護予防・日常生活支援総合事業費として126万1,000円を増額いたしております。これは職員の人事異動に伴う人件費を増額いたすものでございます。

これに対する歳入でございますが、国庫支出金28万円、支払基金交付金34万1,000円、県支出金15万7,000円、繰入金763万8,000円、繰越金32万6,000円を増額し、財源といたすものでございます。

同意第3号 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意についてご説明申し上げます。

羽島郡二町教育委員会委員の久納万里子氏の任期が令和4年7月24日をもって満了することに伴い、引き続き久納氏を任命するため、議会の同意を求めるものでございます。

なお、委員の任期については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条の規定により、令和8年7月24日までの4年間とするものであります。

以上であります。

○議長（松原浩二君） 以上で提案説明は終わりました。



第15 選第1号

○議長（松原浩二君） 次に、日程第15、選第1号 木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員の選挙についてを議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（松原浩二君） 長の推薦に基づき選挙する議員であります。木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員の任期が令和4年7月3日をもって満了するため、木曾川右岸地帯水防事務組合規約第6条第1項の規定により選挙を行うものであります。

町長の推薦に基づき選挙する議員の定数は2名であります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（松原浩二君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（松原浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

町長の推薦に基づき選挙する木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員に、木下美津子さん、小関久志さんを指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました2名の方を木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（松原浩二君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました木下美津子さん、小関久志さんが木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員に当選されました2名の方が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

第16 選第2号

- 議長（松原浩二君） 次に、日程第16、選第2号 木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員の選挙についてを議題とします。

（議案掲載省略）

- 議長（松原浩二君） 長の推薦に基づかないで選挙する議員であります。選第1号と同じく、木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員の任期が令和4年7月3日をもって満了となるため、木曾川右岸地帯水防事務組規約第6条第1項の規定により選挙を行うものであります。

町長の推薦に基づかないで選挙する議員の定数は3名であります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

- 議長（松原浩二君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

- 議長（松原浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

町長の推薦に基づかないで選挙する木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員に、岩田晴義さん、村山博司さん、長谷川 淳さんを指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました3名を木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

- 議長（松原浩二君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました岩田晴義さん、村山博司さん、長谷川 淳さんが木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員に当選しました。

ただいま木曾川右岸地帯水防事務組合議会議員に当選されました3名の方が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をします。

休会

○議長（松原浩二君） お諮りします。明日から6月5日までの4日間は議案精読のため休会とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（松原浩二君） ご異議なしと認めます。よって、明日から6月5日までの4日間は休会と決定しました。6月6日午前10時から会議を開きます。

—————◇—————

散会

○議長（松原浩二君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。本日はこれをもって散会とします。

午前10時26分 散会

—————◇—————

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

松原浩二

岐南町議会議員

長谷川 淳

岐南町議会議員

村山博司

